

京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第138号

京都市火災予防規則の一部を改正する規則

京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条の2の3を削る。

第5条の3を次のように改める。

第5条の3 削除

第5条の4の見出しを「(工事整備対象設備等着工届の添付図書)」に改め、同条第1項及び第3項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「前項の届出書に添付する」を削り、「第33条の18に規定する」を「第33条の18各号に掲げる」に改め、同項を同条とする。

第6条の2第1項第3号中「, 危険物省令」を「, 危険物の規制に関する規則(以下「危険物省令」という。)」に改める。

第8条中「署長」を「所轄消防署長(以下「署長」という。)」に改める。

第9条の4第1項中「(次項において「計画書」という。)2通」及び「それぞれ」を削り、同条第2項を削る。

第10条第2項中「を署長に2通提出して」を「により」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 署長は、前項の規定による届出があった場合においては、必要に応じて検査を行うものとする。

第11条第1項各号列記以外の部分中「を署長に2通提出して」を「により」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 署長は、前項の設備等の設置工事が完了した場合においては、必要に応じて検査を行うものとする。

第12条第1項中「を署長に2通提出して」を「により」に改め、同条第2項を削る。

第13条第1項表以外の部分中「2通」を削り、同条第2項を削る。

第14条第1項中「を署長に2通提出して」を「により」に改め、同条第2項を削る。

第14条の2第2項中「添付し、署長に2通提出して」を「添えて」に改め、同条第3項を削る。

第14条の3第2項中「を署長に2通提出して」を「により」に改め、同条第4項を削る。

第15条第1項及び第2項中「を署長に2通提出して」を「により」に改め、同条第3項中「を提出して」を「により」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 署長は、第1項の届出に係る貯蔵し、若しくは取り扱う場所が設けられた場合又は第2項の届出に係る貯蔵若しくは取扱いが変更された場合においては、必要に応じて検査を行うものとする。

第15条の2第1項中「を署長に2通提出して」を「により」に改め、同条第2項を削る。

第16条第2項中「を署長に2通提出して」を「により」に改め、同条第3項を削る。

第17条第2項各号列記以外の部分中「を署長に2通提出して」を「により」に改め、同条第3項を削る。

第18条第1項中「タンク等検査申請書」を「タンク等検査申出書」に改め、「2通」を削り、同条第2項中「申請が」を「申出が」に、「申請者」を「申出者」に改め、同条第3項中「、第1項の申請書の1通に検査済印を押して返付するとともに」を削る。

第21条中「及び消防吏員駐在所並びに」を「、消防吏員駐在所、」に、「、警察官派出所及び警察官駐在所」を「並びに警察署の派出所及び駐在所」に改める。

第2号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第3号様式の2を削る。

第4号様式の3（第1面）中「舞台装置等」の右に「の電気設備」を加え、「気球等」を「気球」に改める。

第4号様式の5を次のように改める。

第4号様式の5（第9条の3関係）

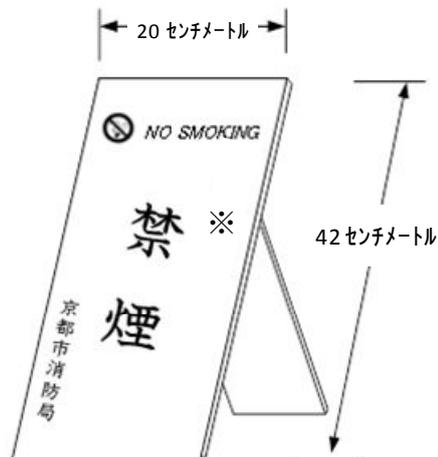
1 屋外用（木製）



2 屋外用（金属製）



3 屋内用（木製）



備考1 屋外用（木製）及び屋内用については、文字は黒色とする。

2 屋外用（金属製）については、文字は白色、その他の部分は茶色と

する。

3 ※印は、これに代えて指定区域を記載すること。

4 局長は、特別の理由があるときは、この様式に準じ適宜変更を加えることができる。

第5号様式1注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

「第1項の規定により防火対象物の使用を開始するを
第2項の規定により届け出た事項を変更」

「第1項の規定
第2項の規定
第3項の規定

により防火対象物の使用を開始する

により防火対象物をその用途に使用しているに改める。

により届け出た事項を変更する」

第6号様式を次のように改める。

第6号様式 削除

第7号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、同様式注に次のように加える。

4 条例第3条の4第1項第2号ウの規定により^{ちゅう}厨房設備（同項第1号に規定する^{ちゅう}厨房設備をいう。）の排気ダクト又は排気フードに、自動消火装置を設置する場合にあっては、当該装置の設計図書を添付してください。

第8号様式注以外の部分、第8号様式の2注以外の部分、第9号様式注以外の部分、第10号様式注以外の部分、第10号様式の2注以外の部分、第10号様式の3注以外の部分、第10号様式の4注以外の部分、第10号様式の5注以外の部分、第10号様式の7注以外の部分、第11号様式注以外の部分、第12号様式注以外の部分、第12号様式の2注以外の部分、第13号様式注以外の部分、第13号様式の2注以外の部分、第13号様式の3注以外の部分、第13号様式の4注以外の部分、第14号様式注以外の部分、第15号様式注以外の部分、第15号様式の2、第15号様式の3注以外の部分及び第15号様式の4注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第16号様式注以外の部分中「タンク等検査申請書」を「タンク等検査申出書」に、「あて先」を「宛先」に、「申請者」を「申出者」に、「申請します」

を「申し出ます」に改める。

第19号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(消防局予防部)